

**栄養・食生活相談票**

相談日：平成 年 月 日（ 曜日）

避難所等名： \_\_\_\_\_

相談支援者：所属 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

ふりがな 氏名		生年 月日	明・大・昭・平	元の 住所	被災前の居住地
既往歴		治療状態	医療機関名 _____ 主治医 _____ 現在の服薬状況 ( 中断・継続 ) 薬品名 _____		
生活習慣	<input type="checkbox"/> 全日避難所生活 <input type="checkbox"/> 昼間は仕事 被災場所片づけ <input type="checkbox"/> _____	身体状況	※無理な聞取りはしない 身長 _____ cm 体重 _____ kg	普段の血圧	※無理な聞取りはしない 収縮時 _____ mm Hg ~拡張時 _____ mm Hg
身体自覚症状	<input type="checkbox"/> 頭痛、頭重 <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 倦怠感、疲労感 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> めまい <input type="checkbox"/> 動悸、息切れ <input type="checkbox"/> 肩凝り <input type="checkbox"/> 関節、腰痛 <input type="checkbox"/> 目の症状 <input type="checkbox"/> せき、たん <input type="checkbox"/> _____	栄養欠乏症状	<input type="checkbox"/> 体重減少 <input type="checkbox"/> 口内炎 <input type="checkbox"/> 口角炎 <input type="checkbox"/> 皮膚のあれ <input type="checkbox"/> 疲労感 <input type="checkbox"/> 貧血症状 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 頻尿 <input type="checkbox"/> _____	食事等の状況	避難所の食事提供状況 朝 <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 他 昼 <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 他 夕 <input type="checkbox"/> 炊出し <input type="checkbox"/> 他 食欲 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 食事制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 内容 _____ 水分摂取 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不足
相談内容					
指導内容					
栄養・食生活支援ニーズの判断 <input type="checkbox"/> ①栄養指導支援が必要（ <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 特別用途食品等提供：品名 _____） <input type="checkbox"/> ②提供する食事に配慮が必要（ <input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> アレルギー対応食 <input type="checkbox"/> 慢性疾患 <input type="checkbox"/> 嚥下困難） <input type="checkbox"/> ③特に指導の必要はなし（一般的な食事提供で可能） ⇒上記①②について、駐在する避難所職員に連絡 職名： _____ 氏名： _____ さん					

# 食生活お知らせカード

避難所での慣れない生活では、体調を崩しやすくなります。このような時こそ“食事”が大切です。

このカードは、あなたの食生活の改善をお手伝いするためのものです。

よろしければ、おところ・お名前・性別・年齢と回答（○印をつけてください）を御記入ください。

		おところ	性別	男・女
		お名前	年齢	歳
チェック項目	回答 ○印をつけてください	気をつけていただきたいこと		その他
1日3食きちんと食べていますか？	はい いいえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日の食事回数が減ると必要な栄養素が不足気味になります。特に野菜や水分が不足すると便秘になったり、体がだるくなることもあります。少しずつでも決まった時間に食事をとりましょう。</li> <li>ストレスに負けない体力を維持するためには、生活リズムを保つことも大切です。</li> </ul>		
食べられる量が少なくなったと感じますか？	はい いいえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯や胃腸の具合はいかがですか？気になる症状がありましたら医師・看護師等に相談しましょう。</li> <li>体を動かしていますか？動かないと食欲もわきません。話をする、散歩をする、体操をするなど、活動する時間をつくりましょう。</li> </ul>		
主食（ごはん、パン、めんなど）のみの食事をとることが多いですか？	はい いいえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>主食のみの食事では、たんぱく質やビタミン類が不足して、体力低下を起こしやすくなります。</li> <li>野菜やお肉・お魚の料理、果物、牛乳なども意識して食べましょう。</li> </ul>		
体重が減った・増えたと感じますか？	はい いいえ	(体重減) <ul style="list-style-type: none"> <li>食欲はありますか？体調で気になる症状がありましたら医師・看護師等に相談しましょう。</li> </ul> (体重増) <ul style="list-style-type: none"> <li>体を動かしていますか？体を動かして、エネルギーの消費量を増やしましょう。</li> <li>おやつの時間、量は決めて食べていますか？食事をきちんと食べ、おやつは控えましょう。</li> </ul>		
水分はこまめに飲んでますか？	はい いいえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>のどが乾いたと感じるころには、からだは水分不足になっています。1日1～2ℓ（食事の水分を含む）を目安に飲みましょう。</li> <li>冷たい飲み物を一気に飲みすぎると、食欲がなくなったり、胃液が薄まり消化不良になってしまいますので、気を付けましょう。</li> </ul>		
その他お食事でお困りのことはありますか？	はい いいえ			

おところ、お名前、回答を御記入いただき、お近くのスタッフにお渡しください。

【問い合わせ先】

※「新潟県災害時栄養・食生活支援ガイドライン」より改編

事務連絡  
平成23年4月21日

岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市及びいわき市  
健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室

避難所における食事提供の計画・評価のために  
当面の目標とする栄養の参照量について

被災後1ヶ月が経過し、食事量は改善しつつありますが、おにぎりやパンなどの主食が中心で、肉・魚等のたんぱく質や野菜などの副食の摂取は十分ではなく、避難所間での不均衡もみられる状況にあります。

エネルギー・栄養素摂取不足の影響による栄養不良や体力低下が顕著になってくる時期にあることから、避難所生活の長期化を視野に入れ、必要な栄養量の確保のために安定的に食事提供を行う条件の整備が急務となっています。

については、今般、別紙のとおり、被災後3ヶ月までの当面の目標として、避難所における食事提供の計画・評価のための栄養の参照量を算定しましたので、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、留意事項を参考に、地域や避難所の実情を十分に考慮し、食事回数や食事量の確保・調整を行い、必要な栄養量の確保に努めていただきますようお願いいたします。

(別紙)

避難所における食事提供の計画・評価のために  
当面の目標とする栄養の参照量

(1歳以上、1人1日当たり)

エネルギー	2,000kcal
たんぱく質	55g
ビタミンB <sub>1</sub>	1.1mg
ビタミンB <sub>2</sub>	1.2mg
ビタミンC	100mg

※日本人の食事摂取基準(2010年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の摂取基準値をもとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。なお、エネルギーは身体活動レベルⅠ及びⅡの中間値を用いて算出。

## (留意事項)

- ・ 本参照量は、避難所における食事提供の計画・評価の目安として示すものであり、被災後約3ヶ月までの間における必要な栄養量の確保を目的とし、特にこの段階で不足しやすい栄養素を抽出し、算定を行ったこと。
- ・ 本参照量は、個々人の栄養管理のために使用するものではなく、病者や妊婦・乳児など栄養管理上個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価が必要なこと。
- ・ 本参照量は、避難所の利用者の身体状況等に特別に配慮するため、弾力的に使用することは差し支えないこと。また、特定の年齢階級に着目して食事提供の計画を行う場合の目安として、別添参考に対象特性別の参照量も示したこと。
- ・ 食事提供の計画に当たっては、食事回数及び食事量の確保とともに、強化米など栄養素添加食品の利用も含め、必要な栄養量の確保に努めること。
- ・ 実際の各個人への食事の分配、提供に当たっては、利用者の性、年齢、身体状況、活動量等を考慮して行うようにすること。
- ・ 食事提供後は、残食量、利用者の喫食状況等を観察・評価し、提供量の調整(増減)を図ることが望ましいこと。
- ・ 今後、さらに食事提供の評価に関する情報の収集等を行いつつ、本参照量について改める必要性等につき検討を行っていく予定であること。

(参考)

	対象特性別（1人1日当たり）			
	幼児 (1～5歳)	成長期Ⅰ (6～14歳)	成長期Ⅱ・成人 (15～69歳)	高齢者 (70歳以上)
エネルギー (kcal)	1,200	1,900	2,100	1,800
たんぱく質 (g)	25	45	55	55
ビタミンB <sub>1</sub> (mg)	0.6	1.0	1.1	0.9
ビタミンB <sub>2</sub> (mg)	0.7	1.1	1.3	1.1
ビタミンC (mg)	45	80	100	100

※日本人の食事摂取基準(2010年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の摂取基準値をもとに、該当の年齢区分ごとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。なお、エネルギーは身体活動レベルⅠ及びⅡの中間値を用いて算出。

事務連絡  
平成23年6月14日

岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市及びいわき市  
健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室

### 避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

避難所における食事提供については、平成23年4月21日に、緊急的に必要な栄養量の確保を図るため、食事提供の計画において目指すべき量として、被災後3ヶ月までの当面の目標とする栄養の参照量をお示ししたところですが、この間、関係者の方々のご尽力により、食事量や食事内容は全般的には改善しつつあります。

しかしながら、避難所によっては依然として、野菜の摂取不足など食事内容に改善が必要な状況も見受けられており、避難所生活が長期化する中、日々の食事は、栄養不足の回避、生活習慣病の予防・改善、さらには生活の質の向上のために、一層重要となっています。

については、今般、下記のとおり、被災後3ヶ月以降の避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量をお示するとともに、食事提供に係る配慮事項をとりまとめましたので、避難所の運営において、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域や避難所の実情を十分に考慮し、適切な栄養管理の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、今後更に、応急仮設住宅における栄養改善の留意事項についてお示しする予定であることを申し添えます。

## 記

### I 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量について

1. 本参照量は、食事内容が改善しつつある状況を踏まえ、避難所生活が長期化する中で、栄養素の摂取不足を防ぎ、かつ生活習慣病を予防するため、栄養バランスのとれた適正量を安定的に確保する観点から、食事提供の評価を踏まえた計画の決定のための目安となる量として提示するものである。
2. 本参照量は、平時において給食管理を目的として日本人の食事摂取基準(2010年版)を用いる場合の概念をもとに、以下の(1)～(3)を基本的考え方として設定することとした。

- (1) エネルギー摂取の過不足については、利用者の体重の変化で評価することとなるが、参照量については、避難所ごとで利用者の年齢構成や活動量が異なることを勘案し、身体活動レベルⅠとⅡの推定エネルギー必要量を用いて算出し、幅を持たせて示すこととした(表1)。
- (2) たんぱく質、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>及びビタミンCについては、栄養素の摂取不足を防ぐため、推定平均必要量を下回る者の割合をできるだけ少なくすることを目的とする。なお、たんぱく質については、体たんぱく質量の維持に十分な量を考慮して、参照量を設定することとした(表1)。
- (3) このほか、特定の対象集団について、栄養素の摂取不足を防ぐため配慮を要するものとしてカルシウム、ビタミンA及び鉄について、また、生活習慣病の一次予防のため配慮を要するものとしてナトリウム(食塩)について、それぞれ配慮すべき事項を設けることとした(表2)。
- なお、利用者の年齢構成等が把握できる場合は、平時と同様、食事摂取基準を活用することになるので、対象特性別の参照量は示さないこととした。

表1 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量  
—エネルギー及び主な栄養素について—

目的	エネルギー・栄養素	1歳以上、1人1日当たり
エネルギー摂取の過不足の回避	エネルギー	1,800~2,200kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB <sub>1</sub>	0.9mg以上
	ビタミンB <sub>2</sub>	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

※日本人の食事摂取基準(2010年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の値をもとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

表2 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量  
—対象特性に応じて配慮が必要な栄養素について—

目的	栄養素	配慮事項
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量が最も蓄積される思春期に十分な摂取量を確保する観点から、特に6~14歳においては、600mg/日を目安とし、牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜、小魚など多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	欠乏による成長阻害や骨及び神経系の発達抑制を回避する観点から、成長期の子ども、特に1~5歳においては、300μg RE/日を下回らないよう主菜や副菜(緑黄色野菜)の摂取に留意すること
	鉄	月経がある場合には、十分な摂取に留意するとともに、特に貧血の既往があるなど個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム(食塩)	高血圧の予防の観点から、成人においては、目標量(食塩相当量として、男性9.0g未満/日、女性7.5g未満/日)を参考に、過剰摂取を避けること

## II 避難所における食事提供に係る栄養管理の留意事項について

1. 避難所生活が長期化する中で、利用者の健康・栄養状態等に配慮し、食事提供においては、以下の(1)から(4)に留意すること。

(1) 利用者の状況やニーズに応じた食事提供

①避難所における食事提供のための栄養量の算定に当たっては、利用者の性別や年齢構成を把握するよう努めること。

②献立作成に当たっては、食欲不振等を来さないように、利用者のニーズも考慮し、利用者の希望するメニューや暑さに配慮した食べやすいメニューを取り入れるなど、メニューの多様化や適温食の提供に配慮すること。

③高齢者や病者など個別対応が必要な者に係るニーズの把握に努めるとともに、栄養補助食品の活用も含め、適切な支援を行うこと。また、アレルギー対応食品の要望があった場合には、適切に支援すること。治療を目的とした栄養管理が必要な方には、医療機関での専門的支援につなぐ体制を確保すること。

(2) 安全かつ栄養バランスのとれた食事提供

①調理や食事提供に必要な設備・器具、食材を確保すること。また、調理担当者の確保及び担当者への衛生管理の周知に努めること。

②食中毒防止のため、調理器具や食材の管理、調理・配膳方法等は、衛生的に行うこと。

(3) 健康・栄養管理のための情報提供及び環境整備

①糖尿病や高血圧など食事管理の必要な方が食事の内容や量の調整ができるように、食事のエネルギーや食塩の含有量について簡易な掲示を行ったり、食材やエネルギー量の異なる選択メニューを導入するなど、できる限り工夫すること。

②利用者が適切な体重を維持できるように、提供する食事のエネルギー量の調整を図るとともに、健康管理の観点から、避難所に体重計を用意するなどし、利用者自身が計測できる環境づくりに努めること。

③避難所の食事提供以外に、利用者自身が食品を購入できる環境にある場合には、避難所で提供される食事で不足しがちな食品を推奨するなど、健康管理につながる情報の提供に努めること。

(4) 適切な栄養管理を行うための管理栄養士・栄養士の確保

、食事の提供方法が炊き出しや弁当の利用など多様であることから、それぞれに対応した適切な栄養管理が行えるよう、また応急仮設住宅における巡回栄養指導等の実施も視野に入れ継続的な支援ができるよう、重点分野雇用創出事業の活用などにより管理栄養士・栄養士の確保に努めること。

2. 継続的に1回100食以上を提供する場合は、健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条各号）を参考に、以下の(1)から(5)により適切な栄養管理を実施するよう努めること。

(1) 避難所を利用して食事の供給を受ける者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等を把握し、これらに基づき、適当なエネルギー量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。

(2) 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。

(3) 献立表の掲示並びにエネルギー量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対し、栄養に関する情報の提供を行うこと。

(4) 献立表等を適正に作成し、当該避難所に備え付けること。

(5) 衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」の内容を参考に、食中毒防止の徹底を図ること。

避難所の栄養摂取等状況調査表				
※無理に全部聞き取らないこと。現場の状況に十分配慮すること。				
所属名			報告者	
確認年月日	平成	年	月	日
避難所名	避難所リーダー・職名等			
避難者数	スタッフ食数( )		他提供食数( )	
食事管理リーダー	無・有	氏名 (職種)		
避難住民の状況	男( )人	女( )人	高齢者( )人	乳幼児( )人
避難所の生活時間	起床時間: 時 分	消灯時間: 時 分	朝食時間: 時 分	夕食時間: 時 分
ライフライン 配置備品	・電気( )・ガス( )・水道( )・下水道( )・冷蔵庫( ) (ライフラインの凡例)○:被害なし又は(ほぼ)復旧 △:一部復旧 ×:使用不可 -:情報なし			
食事内容 (成人)	( 月 日 曜) 提供できているものに○ 朝 主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物・牛乳 昼 主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物・牛乳 夕 主食・味噌汁・主菜・副菜①・副菜②・果物・牛乳 食事提供3回未満の理由		その他の聞き取り事項 ① 仕出弁当導入 (有・無) 朝・昼・夕 ② 1日1回以上の温かい料理の提供 (有・無) ③ お粥の提供 (有・無) ④ 盛り付け量の調整 (有・無)	
	<b>炊き出しの状況</b> ■炊き出し実施者と調理内容 朝 主食(被災者・ボランティア・自衛隊・その他)、副食(被災者・ボランティア・自衛隊・その他) 昼 主食(被災者・ボランティア・自衛隊・その他)、副食(被災者・ボランティア・自衛隊・その他) 夕 主食(被災者・ボランティア・自衛隊・その他)、副食(被災者・ボランティア・自衛隊・その他) ■献立 あり・なし ■調理スタッフ 名			
炊き出し環境	マンパワーの状況 輪番制や 担当人数を聞き取り		献立・栄養管理状況 献立作成者や記録を聞き取り	
			設備・衛生管理状況 ■冷蔵庫(有・無)仕様: 口 ■調理室(有・無) ■炊飯器(電気・ガス・無) ■調理器具(有・無)	
炊き出しの課題 (調査者所管)	■エネルギー源(不足・良好・過多) ■たんぱく源(不足・良好・過多) ■野菜・果物(不足・良好・過多) ■菓子・嗜好飲料(不足・良好・過多)			
食料物資等の 要望				
困っていることや 特記事項等				
個別の食支援が 必要な方の状況	糖尿病	( )人	栄養機能食品の 配布状況	( )人
	高血圧	( )人		( )人
	腎臓病	( )人		( )人
	アレルギー	( )人		( )人
	離乳食	( )人		( )人
	嚥下障害	( )人		( )人
	腸整	( )人		( )人
	その他	( )人		( )人
引継事項 今後の計画				
課題への対応状況 ※対応後記入				

セルフチェック表(市町村)

市町村名

記入年月日: 年 月 日

セルフチェック項目		チェック	チェックがつかない場合に取り組みたいこと	
1 市町村防災計画における栄養指導体制の整備	(1) 市町村防災計画「栄養・食生活支援」内容	市町村防災計画内容を把握している 平成 年 改定		
		防災計画 担当課名 課		
		防災計画内容を協議する会議名 年 回開催		
		会議の構成者		
	(2) 連携体制の強化	② 防災計画における所属課の役割を把握している		
		③ 防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている		
		④ ③の栄養・食生活支援内容において栄養・食生活支援担当(市町村栄養士等)の具体的な役割が決められている		
		(役割の内容)		
		① 課内で災害時の役割分担を共有している		
		② 災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)と共有している		
2 時 備蓄等の確保	(1) 市町村備蓄状況の確認	① 市町村防災計画における食料・水供給方法・供給先・輸送方法を確認している		
		② 災害時用食料・水の量・保管場所・種類を確認している		
	(2) 協定確認	① 食料についての協定内容を把握している		
	(3) 普及啓発	① 家庭内で食料を備蓄する必要性を住民に普及啓発している(3日分程度)		
	(4) 連携	① 防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している		
3 炊き出し体制	(1) 炊き出しの確認	① 防災計画における炊き出し内容(場所、熱源・調理機器・食器等の確保など)を確認している		
		② 炊き出し用の献立例がある(1週間程度)		
		③ 炊き出しを実施する人のための人材育成・研修をしている		
	(2) 連携	① 防災担当課及び公立給食施設(学校、保育所他)等と連携し、炊き出し体制が整備されている		
4 災害時要配慮者の把握と支援体制の整備	(1) 要配慮者の把握	① 災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者(保護者等)と共有している		
		例		
		対象者	利用できる台帳	担当課
		妊産婦	母子手帳交付台帳	母子担当課
		乳児	乳児健診台帳	母子担当課
		高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿	地域包括支援センター 老人保健担当課
		慢性疾患患者	保育園、学校把握台帳	保育園、学校等
	食物アレルギー 障がい者	手帳交付台帳	福祉担当課	
	(2) 用要の配慮者	① 要配慮者に提供できる資料の備蓄内容を把握している		
		② 要配慮者用食料を入手できる業者を把握している		
・ ・ ・				
(3) 普及啓発	① 自ら食料を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している			
(4) 支援体制	① 災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている			
	② 災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者(保健師等)と連携を図っている			
5 対 応 へ 給 食 確 認 設	① 災害時の食事提供内容が記載された災害対応マニュアルがあるか確認している			
	② 備蓄食料の整備について確認している			
6 連 携 災 害 時	① 関係機関への災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている			
	② 防災担当課をはじめ、庁内関係課及び県地域機関、ボランティア団体などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している(会議及び研修会にて)			
	③ 防災訓練等に参加する機会を設けている			

(出典)富山県災害時における栄養・食生活支援マニュアル H25.3(改変)

セルフチェック表（保健所）

保健所名 \_\_\_\_\_  
 記入年月日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

セルフチェック項目		チェック	チェックがつかない場合に取り組みたいこと		
1 状況把握と地域連携体制の強化	(1) 所属における協力体制の整備	①災害時の計画の認識	ア 市町村防災計画内容を把握している 平成 年改定		
			防災計画 担当課名 _____ 課		
			防災計画内容を協議する会議名 _____ 年 回開催		
			会議の構成者 _____		
		イ 防災計画における所属課の役割を把握している			
		ウ 防災計画における栄養・食生活支援の内容を理解している			
		②の連携強化体制	ア 所属において、栄養士の役割を発信している		
			イ 災害時の対応について、所属の他業種（保健師、食品衛生監視員等）の動きを把握している		
	ウ 災害時の対応について、所属の他業種（保健師、食品衛生監視員等）と検討している				
	エ 災害時の対応について、所属の他業種（保健師、食品衛生監視員等）の役割が共有されている				
	(2) 市町村・関係団体との連携体制の強化	①市町村	ア 管内市町村ごとに、市町村防災計画における栄養・食生活の内容を把握している		
			市町村名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )		
			市町村名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )		
			市町村名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )		
			市町村名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )		
			市町村名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )		
市町村名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )					
イ アの計画について助言、支援を実施している					
②関係団体		ア 県栄養士の災害支援内容を把握している			
		イ 栄養・食生活に関わる管内関係団体の災害支援内容を把握している			
	団体名 _____ 備蓄関係・炊き出し・食生活支援・その他( )				
2 マニュアル等作成・整備	(1)保健所(栄養・食生活)マニュアルの策定	ア 栄養・食生活支援に必要な活動を検討している			
		イ 栄養・食生活支援に必要な活動内容(様式等)を一部まとめている			
		ウ 栄養・食生活支援に必要な活動内容をまとめ、マニュアルを作成している			
		エ 栄養・食生活支援に必要な活動内容をまとめたマニュアルが他業種で共通認識されている			
	(2)食事の支援が必要な人の把握と対応	ア 食事について配慮が必要なひとへの栄養・食生活の支援方法を検討している			
		イ 食事について配慮が必要な人の把握をしている(保健所で把握すべき人)			
		ウ 主な食品のリストと手配方法を確認している			
		3 修・普及活動	(1)保健所職員の資質向上	ア 日頃より、災害時の栄養・食生活に関して自己研鑽を行っている	
			(2)市町村職員の資質向上	イ 市町村として災害時の栄養・食生活に関する対策の必要性と対応等に関する研修等を実施している	
			(3)管内栄養士の資質向上	ウ 給食施設及び地域活動栄養士に対して、各施設等における役割と地域での連携等について研修等を実施している	
(4)関係機関及び団体への啓発	エ 災害時に栄養・食生活支援が期待される関係機関、企業、団体に対して情報提供等を実施している				
(5)普及啓発	オ 一般住民に対して、災害時の対応について講習会、ホームページ、ちらし等を通じて啓発を行っている				
4 市町村に対する支援	(1)体制整備	ア 市町村関係課、関係機関、関係団体等との調整、連携に関する支援			
		支援市町村名 _____ 内容 _____			
	(2)マニュアル等の整備	ア 栄養・食生活支援に必要な活動内容等に関する支援			
		支援市町村名 _____ 内容 _____			
		イ 栄養・食生活支援に必要な活動内容等をマニュアル化するための支援			
	ウ ボランティア等地区組織との協力体制の整備に関する支援				
	(3)一般住民等への普及啓発	ア 栄養・食生活支援に必要な活動内容等に関する支援			
		支援市町村名 _____ 内容 _____			
		イ 栄養・食生活支援に必要な活動内容等をマニュアル化するための支援			
	支援市町村名 _____ 内容 _____				
対食5 す施 る設特 支等定 援に給	(1)巡回指導	ア 特定給食施設指導により、給食施設の実態把握を行う			
	(2)施設体制指導	イ 災害時の施設内体制、対応内容を具体化するよう情報提供等支援を実施する			
	(3)相互支援体制の確立	ウ 施設が外部の施設、企業等と連携を図るよう情報提供等支援を実施する			

(引用)富山県災害時における栄養・食生活支援マニュアル H25.3